

田辺市ふれあいの森緑化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種の広葉樹を植栽することによって、森林が保有する多面的機能の維持増進を図るとともに、当該活動への市民参加を促進することにより、森林の持つ重要性への認識を高め、あわせて健康で文化的な市民生活の場の確保を図るため、ふれあいの森緑化推進事業について補助金を交付することについて、田辺市補助金等交付規則(平成17年田辺市規則第47号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 本事業の補助金の対象となる事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、同一事業地に複数団体が植栽した場合は、1事業とする。

- (1) 事業主体が、営利を目的としない市民団体(町内会、婦人会、老人会、青年団、PTA、子ども会、緑化団体その他これらに類する団体)であること。
- (2) 前条の目的に則した、森林等への苗木の植栽による森林づくりや緑化を図る事業又は公益的な樹木の保全を図る事業であり、事業主体自ら又は事業主体が無償による協力者とともに行う植樹活動等であること。
- (3) 各種の広葉樹の苗木の高さは、0.3m以上であること。

(補助金額)

第3条 本事業の補助金の対象となる事業費は、苗木又は樹木の保全用資材の購入費用とする。ただし、自家及び共同育苗した苗木については、第4項に定める単価の半額を奨励金として交付する。

- 2 補助金の額は、20万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。
- 3 本事業の補助金の対象となる苗木の樹種等は、審査委員会の審査により決定する。
- 4 苗木の単価は、和歌山県が定める森林環境保全整備事業等標準単価表の標準単価を上限とする。ただし、標準単価表にない樹種等については、建設物価等公表価格による単価を上限とする。

(交付申請)

第4条 事業主体は、事業を実施しようとするときは、会計責任者を置き、規則第4条の規定に従い、補助金交付申請書(別記様式第1号)に事業計画書、収支予算書及び土地使用承諾書を添えて、植栽等実施日の1か月前までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、規則第5条の規定に従い、これを審査委員会で審査し、適当と認めるときは事業主体に対し交付決定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

- 2 前項の決定には、条件を付することがある。

(計画の変更)

第6条 事業主体は、計画の内容の変更(中止又は廃止を含む。)をしようとする場合は、事業変更(中止、廃止)承認申請書(別記様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 事業主体は、事業が完了したときは、事業完了後速やかに奨励金以外は領収書を添付の上、実績報告書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容について検査を行い補助金の額を決定し、事業主体に補助金等交付額確定通知書(別記様式第5条)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の通知を受けた事業主体は、請求書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受領した場合は、これを審査の上、適当と認めるときに補助金を交付する。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受け、又は受けようとする者が次の各号に該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) 虚偽の申請を行ったとき。
- (2) 不正により補助金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(植栽地等の管理)

第11条 この事業によって設置された植栽地等の維持管理は、事業主体又は利用区域内の受益者が行うものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の予算から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。